

事務連絡
令和3年4月15日

所属長各位

院長
感染対策室部長

新型コロナウイルス感染予防対策に伴う対応について（変更①）

このことについて、令和3年4月1日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染予防対策に伴う対応について」にて周知しておりましたが、一部取扱いの基準を変更しましたのでお知らせします。

記

	変更前	変更後
出張の取扱い	<p>陽性患者が発生している都道府県への出張は自粛。</p> <p>ただし、必要な場合は、所属長へ届出すること。</p> <p>なお、県外へ出る場合は、所定の届出書を用いて所属長へ報告し、14日間のサーベイランス必須。状況によっては、自宅待機を要請する場合があります。</p>	<p>流行地への出張は自粛。</p> <p>ただし、必要な場合は、所属長へ届出すること。</p> <p>なお、県外へ出る場合は、所定の届出書を用いて所属長へ報告し、14日間のサーベイランス必須。状況によっては、自宅待機を要請する場合があります。</p>
移動制限	<p>陽性患者が発生している都道府県への移動は自粛。</p> <p>ただし、必要な場合は、必ず所属長へ報告のこと。</p> <p>なお、県外へ出る場合は、所定の届出書を用いて所属長へ報告し、14日間のサーベイランス必須。状況によっては、自宅待機を要請する場合があります。</p>	<p>流行地への移動は自粛。</p> <p>ただし、必要な場合は、必ず所属長へ報告のこと。</p> <p>なお、県外へ出る場合は、所定の届出書を用いて所属長へ報告し、14日間のサーベイランス必須。状況によっては、自宅待機を要請する場合があります。</p>

納入及び委託業者等	<p>体調管理、来院時のマスク着用、手指消毒の徹底を継続。</p> <p>ただし、陽性患者が発生している都道府県から来る場合は、アポイントメントを取り、氏名、人数、滞在時間等を把握のうえ必要最小限の対応とすること。</p>	<p>体調管理、来院時のマスク着用、手指消毒の徹底を継続。</p> <p>ただし、<u>流行地</u>から来る場合は、アポイントメントを取り、氏名、人数、滞在時間等を把握のうえ必要最小限の対応とすること。<u>また、来院する日までに PCR 検査又は抗原定量検査を受け、来院時に、陰性証明書を提出すること。</u></p> <p><u>緊急の場合、当日の健康状態を確認のうえ、感染防止対策を徹底すること。</u></p>
MR	<p>医局前待機禁止。</p> <p>必要に応じて、アポイントメントを取り、来院時にはマスク着用、手指衛生の実施のほか、事前の体調管理、把握に留意意すること。</p> <p><u>なお、当日体調不良の方についても遠慮してもらうこと。</u></p>	<p>医局前待機禁止。</p> <p>必要に応じて、アポイントメントを取り、来院時にはマスク着用、手指衛生の実施のほか、事前の体調管理、把握に留意意すること。<u>なお、流行地から来る場合は、来院する日までに PCR 検査又は抗原定量検査を受け、来院時に、陰性証明書を提出すること。</u></p>

※1. 流行地とは…直近1週間の新規感染者数が 10 万人あたり 2.5 人以上

2. PCR 検査又は抗原定量検査は、来院する日までの3日間のうちに受けること。ただし、検査予約等の都合上対応が難しい場合は、5日間のうちに受けること。

3. 陰性証明書は、それぞれ窓口となる部署で受領し、写しを感染対策室へ提出すること(例)MR…医局など)。